

静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正の骨子

1 趣旨

- ・令和6年に、静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理について必要な事項を定めるため、「静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理に関する条例」を制定した。
- ・この度、施設利用者の利便性の向上を図るため、「静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理に関する条例」の一部を改正する。

2 条例改正の内容

- ・利用料金を還付することができる時期を使用の日前15日から8日までに変更する。
- ・条例には具体的な不還付時期を定めず管理規程により、不還付の適用となる開始日を定める。

○静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理に関する条例（抄）

現行	改正（案）
<p>（利用料金の不還付）</p> <p>第17条 既納の利用料金は、還付しない。 ただし、指定管理者は、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、還付することができる。</u></p> <p>(1) <u>使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなくなったとき。</u></p> <p>(2) <u>使用の日前15日までに使用しない旨の申出があったとき。</u></p>	<p>（利用料金の不還付）</p> <p>第17条 既納の利用料金は、還付しない。 ただし、指定管理者は、知事が定める基準に<u>該当すると認めるときは、還付することができる。</u></p>

○静岡県健康福祉交流プラザ管理規程（案）

<p>（略）</p> <p>（利用料金の還付）</p> <p>第〇条 条例第17条ただし書に規定する「知事が定める基準」とは、次に掲げる場合をいう。</p> <p>(1) <u>使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなくなった場合。</u></p> <p>(2) 利用者から、<u>利用の日前8日までに利用の取消しの申出があった場合。</u></p> <p>（略）</p>
--

3 施行期日

令和7年9月1日を予定